

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に対する注記

継続事業の前提に疑義はない。

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

減価償却資産については、定額法によっているが、現在該当資産なし。

(2) 消費税等の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 会計基準

平成21年10月改正 公益法人会計基準を採用している。

4. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
運営補助金	国	0	4,500,000	4,500,000	0	指定正味財産
運営補助金	村	0	4,500,000	4,500,000	0	指定正味財産
合計		0	9,000,000	9,000,000	0	

財務諸表の注記のうち、次の項目については該当がない。

- ・ 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
- ・ 重要な会計方針を変更したときは、その旨、変更の理由及び該当変更による影響額
- ・ 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高
- ・ 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

- ・担保に供している資産
- ・債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び該当債権の当期末残高
- ・保証債権(債務の保証を主たる目的事業とする公益法人の場合を除く。)等の偶発債務
- ・満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
- ・基金及び代替基金の増減額及びその残高
- ・指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
- ・関連当事者との取引の内容
- ・キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引
- ・重要な後発事象
- ・その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項